

経営と経済 第90巻 第1・2号 抜刷

2010年9月24日発行

長崎大学経済学会

近世前期福岡藩における財政政策の転換

－ 貞享4年新高挫廃止の意義 －

柴 多 一 雄

近世前期福岡藩における財政政策の転換

－ 貞享4年新高掙廃止の意義 －

柴 多 一 雄

Abstract

Shintaka-narasi of Hukuoka-han has been studied as a matter of fief system. But *Shintaka-narasi* was not carried out to change fief system as a direct purpose. *Shintaka-narasi* was carried out to solve a financial problem in a large meaning.

However, because *Shintaka-narasi* has been hardly examined as a financial problem, a financial problem has been confused a matter of fief system with, the evaluation of *Shintaka-narasi* was vague.

In this paper we examine the abolition of *Shintaka-narasi* in 1687 as a financial problem.

Keywords: financial policy, Hukuoka-han, *Shintaka-narasi*

はじめに

福岡藩では、寛文13年(1673)に新高掙が実施され、地方知行が廃止された。その後、貞享4年(1687)に新高掙が廃止されて「采地所務」となったが、これはかならずしももとの地方知行の復活を意味するものではなかったといわれている。

新高掙が廃止された理由について、寛文13年の新高掙以後、福岡藩の地方知行は形骸化したと評価する松下志朗氏は、「おそらく年貢収納と給人への

物成渡しの煩わしさが原因であろう」⁽¹⁾と述べている。また、軍役論・武士論の観点から福岡藩では地方知行制の枠組が維持されたと地方知行制存続の意義を論じた福田千鶴氏は、「給人側の采地所務の復活要求により新高掣は廃止された」⁽²⁾としている。

両者の考えは大きく異なっているが、どちらも、なぜこの時期に新高掣を廃止する必要があったのか、また新高掣を廃止する意義はどこにあったのかなど、かならずしも十分に検討されているとはいえない。

新高掣は、これまで主に知行制度の問題として研究が行われてきたが、新高掣は「御家中御救」を目的に実施されたことから明らかなように、知行制度の改変それ自体を直接の目的として実施されたものではなく、家臣の救済という広い意味での財政問題を課題として実施されたものであった。

しかし、これまでの新高掣の研究では、こうした財政問題についてはほとんど検討されることがなく、知行制度の問題と財政問題とが混同されたまま議論されており、それが新高掣の評価をあいまいなものにしてきたと考えられるのである。

本稿は、貞享4年の新高掣の廃止について、知行制度の問題としてではなく、その直接の課題であった財政問題に焦点をあてて検討しようとするものである。

1. 新高掣の廃止

貞享4年(1687)7月、寛文13年(1673)以来14年間にわたって実施されてきた新高掣が廃止された。「知所」⁽³⁾や「御積帳注解」⁽⁴⁾など後年福岡藩で編纂された農政や財政に関する史料は、これ以後、福岡藩は寛文12年以前と同じ「采地所務」に復したと記している。

福岡藩では、初代藩主黒田長政が筑前に入国した慶長5年(1600)から新高掣が実施される前年の寛文12年まで、給人がみずから年貢率を決定し、み

ずから知行地から年貢を収納する地方知行が実施されていた。「采地所務」がこのような地方知行を意味しているとなれば、貞享4年以後もこうした地方知行に復したことになる。

しかし、新高極の廃止を達した貞享4年7月の「覚」には、「近年之内者、在々諸事之儀を、極之時同前二御郡方御役人中支配可仕旨被仰付候。勿論免相御郡奉行衆より相極、所務之儀者取立代官懸置、銘々知行夫々二収納仕、給人〜二相納させ申筈二候。御蔵納給知共二、五厘之修復も、今迄のこたく被召置候」⁽⁵⁾と記され、農村の支配については、今後もしばらくの間は新高極のときと同じように藩の郡方役人が担当するとしており、年貢率の決定や年貢の収納は郡奉行や取立代官が行い、堤や川除の普請のために賦課される修復米もこれまでどおり藩が徴収することになっていた。すなわち、「惣而知行方之儀、不依何事極之内同前二御郡奉行衆・御代官頭衆二任せ置可被申候」⁽⁶⁾とあるように、知行地の支配は、新高極実施時と同様、藩の支配に委ねられたままであり、寛文12年以前の地方知行の状態には復していないのである。

新高極とは、寛文13年に「御家中御救之為」⁽⁷⁾に実施された制度で、蔵入地・知行地とも年貢率を3ツ5歩（石高の35%）とし、3ツ5歩以下の知行地を有する家臣には足米を支給して3ツ5歩に相当する年貢を確保し、3ツ5歩以上の知行地を有する家臣には3ツ5歩という年貢率から逆算した擬制的な知行高（新高）を設定することによって、それまでの年貢量を保証するというものであった。一方、藩による知行地の支配は、この新たに実施された新高極という制度を効率的に実施するため、新高極と同時に採用された農村支配の新しい方法で、知行地についても藩の役人が年貢率の決定や年貢の収納を行い、勸農政策も藩が統一的に実施するというものであった。

新高極の廃止によって、給人はもとの知行高（古高）とそれぞれの知行地の年貢率にもとづいて年貢を受け取る（ただし、年貢率は郡奉行が決定し、年貢も取立代官が収納する）ことになり、同じ知行高であっても給人によっ

て受け取る年貢の量に差がでることになった。したがって、知行地支配の違い（給人が行うか、藩が行うか）を考えなければ、個々の給人がそれぞれの知行地からそれぞれの知行地の年貢率で年貢を受け取るという点においては、寛文12年以前と貞享4年以後は同じであり、福岡藩ではこうした給人の年貢収納のあり方を「采地所務」と称していたのである。「采地所務」とは、地方知行のことではなく、給人がそれぞれの知行地からそれぞれの知行地の年貢率で年貢を受け取るという、年貢収納のあり方を意味していたということになるのである。

こうした年貢収納のあり方の変更＝新高埴の廃止は、給人にとっては大きな変化であったが、知行地支配のあり方という点では、貞享4年の前と後ではまったく変化がなかった。いいかえれば、新高埴の廃止によって、家臣に3ツ5歩の年貢量を保証するという制度（「御家中御救之為」の制度）は廃止されたが、その手段、方法として採用された農村支配のあり方（「在々諸事之儀」）は変更されなかったのである。

新高埴が廃止されたにもかかわらず、農村支配のあり方が寛文12年以前の状態に戻されなかったのは、新高埴の廃止を達した貞享4年7月の「覚」において、「御国中在々之儀、埴以前八侍中知行分銘々支配二付、年々免相并民之取捌、普請所等之儀、御郡方御役人衆差而構不申候付、百姓も痛、普請彼是、別而麁末成次第二候。如此二て八、在々相続之為、御仕置不可然候由、御僉儀有之、十五年已前、丑年⁶新高埴二被仰付置候。最前⁶之積りのことく、埴以来大造成諸普請、新田以下段々出来、民之救迄自由二支配被仰付候故、在々も有付申候」⁶と述べているように、新高埴実施以前は、給人が各自の知行地を自分で支配していたため、百姓も痛み、普請も粗末であったが、新高埴実施後は、大規模な普請もでき、新田も開発され、農民の救済も自由できるようになったので、農村も繁栄するようになったと、新高埴実施後の農村支配のあり方を高く評価していたからであった。また、「其まゝ自分二諸事取捌所務等も勝手次第二仕様二有之候而八、免相其外心々之様二罷成、

却而給人仕にくき首尾二より、百性も可致迷惑候。第一年来埴二而民之上養育之御仕置も無詮罷成、如何敷儀二可有之候」⁽⁹⁾とあるように、給人に知行地の支配を任せると、給人の恣意的な支配によって農民が迷惑し、以前のように農村の荒廃を引き起こすおそれがあると考えていたからであった。

翌貞享5年3月には、農村支配について詳細な規定が達せられた⁽¹⁰⁾。ここでは、相給村落の年貢率を同一にする一村一免制の導入や年貢率の低下に対する給人の異議申し立ての否定など、藩による知行地支配がこれまで以上に強化されているように見える。しかし、その多くは、藩による知行地支配の継続を前提に、新高埴の廃止という新たな事態に対応するために必要な事項を整備したもので、結果的に藩による知行地支配を強化するものであったとしても、藩による知行地支配の強化それ自体を直接の目的としたものではなかった。

では、なぜ新高埴は廃止されたのであろうか。新高埴の廃止を達した貞享4年(1687)7月の「覚」は、その理由について、「然者自今已後も、埴二而可被召置候哉と、重畳被加御僉儀候処、埴之御仕置、弥宜ニ致決定、永々被御立置趣にひしと落着 候上二て八、直方分八不及申、御一国内二候へ八、秋月御領も同前二不被仰談候て八、不叶事二候。左様成一統之御吟味被成候而は、何かと相障儀共多く候。然時八在々普請方を初、其外常体之取扱迄も、大抵近年仕よせ申上八、最早如先規銘々拝領地御戻シ被下可然時節と被思召上、今年よりならし御やめ被成候」⁽¹¹⁾と述べている。今後も新高埴を続けるかどうか検討したところ、新高埴がよいと決定して、これを恒久的な制度にするには、直方分だけでなく秋月藩⁽¹²⁾も同じようしなければならず、そのようなことになってはいろいろ問題が多い。そうであれば、普請をはじめ通常の取扱もだいたい近年はできるようになったので、以前のように給人に知行地を戻していい時期と思われ、今年から新高埴を廃止することにしようのである。

しかし、すでに十年以上にわたって実施されてきた新高埴を恒久的なもの

とするのに、福岡藩領となった直方分はともかく、成立以来独自の支配を行ってきた支藩の秋月藩となぜ統一しなければならないのか、またその場合に生じる問題とは何なのか、これらについてはまったく記されていない。

このように、新高掬は、新高掬という制度自体に問題があって廃止されたというのではなく、具体的な理由はまったく示されないまま、恒久的な制度とするには支藩との関係で多くの問題が生じるという、判然としない理由によって廃止されているのである。

ところで、この新高掬の廃止を達した貞享4年7月の「覚」は、新高掬を廃止することによって生じる問題について、「知行所悪敷面々八、平均の内取来候余米引ケ申事に候間、不勝手ニ可有之候へとも」⁽¹³⁾と、知行所の地味が悪く免率が3ツ5歩に満たない給人は、それまで支給されてきた足米が支給されなくなるので、困窮するであろうと指摘している。

また前年2月、「殿様御借銀大分ニ及候二付、当秋^ノ御國中上り米被召上候、未員数八相究不申候、四・五歩之間ニ而可有之候」⁽¹⁴⁾と、実際に上米が実施されることはなかったが、累積した借銀に対処するため上米を実施することが達せられた。このとき、これに関連して、「尤上り米有之間八御公儀^ノ役米御赦免、多分平均も御破可被成哉之由」⁽¹⁵⁾と、上米が実施される間は平均＝新高掬が廃止されるであろうとの予測がなされており、藩財政が逼迫し、上米を実施しなければならないような状況においては、新高掬は廃止されると考えられていたことがわかる。新高掬は、3ツ5歩以下の家臣に対する足米の支給＝藩の負担によって支えられおり、藩財政が悪化すれば藩は足米の支給ができなくなるので、新高掬は廃止せざるをえないと考えられていたものと思われる。

こうしたことから、新高掬の廃止の理由は、藩財政の逼迫によって、免率3ツ5歩以下の給人に足米を支給できなくなったことにあったのではないかと推測することができるのであるが、事実、新高掬の廃止を達した貞享4年7月の「覚」は、その第1条で、新高掬の廃止を告げ、第2条で今後の農村

支配のあり方について述べたのち、第3条で藩財政の逼迫とその対応策について述べており⁽¹⁶⁾、財政問題が新高拵廃止の大きな理由であったことが示唆されているのである。

2. 寛文～天和期福岡藩の財政政策

本節では、貞享4年(1687)7月の新高拵の廃止と財政問題との関係を検討する前提として、貞享4年に至る福岡藩の藩財政の動向を確認しておきたい⁽¹⁷⁾。

寛文7年(1667)11月、第3代福岡藩主黒田光之は、困窮した家臣を救済するため、与頭に対し困窮した家臣の要望を調査して目付に提出するように達し、その調査にもとづいて京都から銀を借り入れて家臣に貸し付けようとした。しかし、京都で借銀を行ってはいは年内に調達するのは困難なため、その間は用銀のうちから建て替え、低利、7か年賦で家臣に貸し付けている⁽¹⁸⁾。

翌寛文8年4月朔日には、料理や家作、衣類をはじめ刀の長さや馬具の仕様、若党・中間の衣類に至るまで詳細な儉約令を達し⁽¹⁹⁾、同月24日にはこの冬参勤の供に召し連れられる家臣に対し衣類等の心得を達している⁽²⁰⁾。

寛文9年閏10月には、凶作のため年貢が石別3升(3%)以上下がった家臣に拝借銀米の上納を免除し⁽²¹⁾、翌11月には儉約令を達している⁽²²⁾。

しかし、寛文12年(1672)には、「御家中衆手前不如意二付数年之間段々御救被成来候得共、殿様二茂御不勝手二有之、其上毎度拝借銀等被仰付候而茂、兼而勝手仕直申躰も無之候得者、却而無詮事か之様二も被思召上候付、此後者拝借銀曾而被仰付間敷候」⁽²³⁾と、ここ数年来困窮した家臣を救済するため拝借銀を貸し付けてきたが、藩主自身不勝手のうえ、拝借銀を貸し付けても困窮から回復するようすが見られないとして、それまで実施してきた拝借銀の貸付を停止し、儉約を実施するように達した。

寛文13年に実施された新高掙は、こうした拝借銀貸付の停止に対応するために実施されたものであったが、この新高掙も深刻化した家臣の困窮を救済するには効果がなく、家臣からの拝借願が相次いだ。このため、同年11月には再び借銀をして家臣への拝借銀貸付を行うことを決定し、翌延宝2年（1674）正月には京・大坂の商人から銀700貫目を借り入れている⁽²⁴⁾。

延宝4年（1676）4月には、困窮した家臣に対し、存続の方法について意見があれば申し出るように達し、拝借銀を願い出たものにはこれを貸し与え、困窮がはなはだしくて蟄居を願い出たものには蟄居を許している⁽²⁵⁾。

延宝6年2月には、家臣の困窮を救うため京都から借銀を行い、低利、15か年賦で家臣に貸し付けている⁽²⁶⁾。寛文7年、延宝2年に続き、家臣救済のために行われた3度目の借銀であった。

延宝8年正月には、財政難のため上米を実施することが達せられ、家臣もそれに応じて人馬を減らすように命じられたが⁽²⁷⁾、閏8月には上米の実施は回避され、「御借銀等被遊、当秋御参勤被成」⁽²⁸⁾ことになった。

このように、延宝期は新高掙の実施後も家臣の困窮が進行したため、光之はたびたび京都から借銀をして家臣を救済した。しかし京都からの借銀が繰り返された結果、延宝末年には借銀が累積し、累積した借銀を返済するため家臣からの上米を検討しなければならなくなっているのである。

天和3年（1683）8月には、「近年上方其外二之御借銀夥敷儀二罷成、弥以次第二御指迫被成、至当年ひしと御難儀成御仕廻二候」と、借銀が累積して藩財政の運営が困難となったため、「江戸表御勤之儀、御献上物并御老中様方御役人様方え之御勤迄被成、其余八御一家様を初め御音信贈答、御参府之御土産迄も、すきと御止被成、御内外稠敷御簡略可被遊」と、幕府への献上物や老中・役人以外の音信贈答を停止する「公儀押立御俟約」が実施されることになった⁽²⁹⁾。

また、このような状態であるので上米を実施すべきであるが、家臣の困窮がはなはだしいので上米は実施しないと述べ、「至今年諸士別而指迫候通被

聞召付候ゆへ、重畳被加御憐愍、只今迄之拝借銀大分之儀二候へ共、不残御捨被成被遣候」と、これまで家臣が拝借していた拝借銀の返済を破棄することを達した⁽³⁰⁾。破棄された拝借銀の額は、4,000貫目余⁽³¹⁾とも、5,000貫目⁽³²⁾ともいわれる。延宝3年(1675)に福岡藩が大坂で売却した米が113,011俵余、その代銀が2,120貫余であったから⁽³³⁾、その額がいかに大きなものであったかがわかる。

一方、「両殿様御供、其外江戸役相勤之衆、何之御構もなく被差置候而八、勤かたく可有之と被加御了簡右之通二御勝手向八候へ共、御藏納より壹歩宛除米可被仰付候。給知并御無足之面々よりも、除米可仕候。其除米を以、江戸役之衆中知行高切米高二応配当仕、向後勤候様二可被仰付旨候條、可被得其意候事」⁽³⁴⁾とあるように、蔵入地から1歩(石高の1%)、給知・無足からも1歩を抛出し、経済的負担の重い参勤御供や江戸在勤の家臣に支給されることが達せられた。この100石につき1石の上納は、これ以後、壹歩除(壹歩米)として毎年家臣から上納され、「旅行之節本救銀」⁽³⁵⁾として使用されることになった。

厳しい財政状況のなかで、このように大量の拝借銀が破棄されたのは、壹歩米という新たな負担導入に対する家臣の抵抗を和らげる意味を持つものであったといえる。しかし、家臣の借銀を肩代わりすることによって大量の借銀を抱えることになった福岡藩は、それまで以上に藩財政の運営に苦しむことになったのである。

3. 上米の中止と山林の売却

天和3年(1683)に家臣の拝借銀返済を免除し、大量の借銀を抱えることになった福岡藩は、すでにみたように、貞享3年(1686)2月、「殿様御借銀大分二及候二付、当秋は御国中上り米被召上候」⁽³⁶⁾と、同年秋に上米を実施することを決定した。上米の割合は4歩か5歩と予想され、上米実施中は

新高埝の中止も予測されたが、実際に上米が実施されることはなかった。

そして、翌貞享4年7月、新高埝の廃止が達せられ、その「覚」の第3条において、次のような財政政策が達せられたのである。

一御勝手御不如意之儀、段々御儉約之次第、各中も存知之通二候。上ヶ米等被仰付候様二と、度々達御耳候へ共、何とそ御用捨可被成旨にて被差置候。至今年者とかく相応二上米不仕候而八、上方御借銀差引之手立無之と相極候付、無御料簡上ヶ米之儀近日可被仰出、御詮義候処、山方支配之儀、村山角左衛門存寄、扱又御用銀差引之儀二、両大賀え角左衛門手前^ル重畳申談候へ八、乍憚此節之儀二被存候由二て、過分之銀高請相申候。依之当年も上ヶ米之儀不被仰付候。然共大形之御儉約二て八、御勝手向曾不相調候。山方支配之儀も、積候ことく年々潤沢二御勝手宜程二仕立可申儀難計候。彼是以、今年^ル弥堅御儉約を被用事候。此等之時節と申、御家中諸土上ヶ米、今年も不被仰付、其上前々度々御心ヲ被付儀候へ八、不勝手之衆中たり共、御断かましき儀可被申上様無之段、勿論之儀二候。扱又御勝手向随分指つかへたる事二候候^(ママ)。此已後何とそ御用捨難成趣之儀出来候ハ、至其節上ヶ米被仰付儀も可有之候。左候へ八、弥銘々手前急度相慎、先年^ル被仰出置候内外儉約之次第、無相違専之御奉公無懈怠被相勤候心得肝要に侯事⁽³⁷⁾

これによれば、藩財政の逼迫のため、これまでたびたび上米を実施するように藩主光之に申し上げてきたが、なんとか上米を実施しないようにということであったので、これまでは上米を実施しなかった。しかし、今年に至ってよいよ上米をせずに上方の借銀の差引をすることができなくなったので、上米を実施することを決定したが、勘定奉行の村山角左衛門が領内の山林売却のことを提案し、御用銀の差引についても村山角左衛門から博多の商人両大賀に交渉して引き受けることになったので、今年も上米は行わないこ

とになった。しかし、一通りの儉約では藩財政を立て直すことは困難であり、山林も毎年十分に仕立てられるわけではないので、今年から厳しい儉約を実施する。また、藩財政が非常に逼迫しており、今後どうしても避けられない場合は上米を実施することもあるので、各自儉約を守り、奉公に励むようにというのである。

山林の売却や上方との交渉は村山角左衛門が担当し、博多の商人大賀惣右衛門と同善右衛門および福岡の商人竹森迷雪がこれに関わるようになった。山林の伐採は後世に悪い影響を与えるが、眼前の急をしのぐため、また、なによりも上米を実施しないという光之の意向に沿うものとして、この方針が決定されたのであった⁽³⁸⁾。

このように、累積した借銀の返済に行き詰まった福岡藩は、上米によって借銀の返済を行うを決定したが、なんとしても上米を回避したいという藩主光之の強い意向によって、領内の山林を売却し、その売却代銀をもって借銀を返済することになったのである。上米による借銀返済の財源確保計画が、山林売却による借銀返済の財源確保計画に変更されたのであるが、こうした借銀返済のための財源確保計画の変更にもかかわらず、新高拵は前年の予測どおり廃止されており、3ツ5歩以下の家臣に足米を支給する新高拵は、藩財政の負担軽減のため、財政改革時には廃止すべきものと早くから判断されていたものと考えられるのである。

家老の三奈木黒田家の家臣で下座郡三奈木村に住んでいた加藤正房の貞享4年7月16日の日記には、「加左近右方^ぶ庄屋共二触状、御国中証拋山被召上候、爰元侍中立山被召上候、逐付山奉行衆請取二可被參候、其内八少茂切取不申様二手堅可申付由、子細八当暮三步上り米被召上筈候へ共、御詮儀之上ヲ以、御国中竹木御売払、御借銀利分御返弁、就夫上り米不召上候、此後竹木望次第二可被遣候、書上候様二と御公儀^ぶ被仰出」⁽³⁹⁾と記されており、三奈木黒田家の家臣で郡代をつとめていた加藤左近右衛門から庄屋に触状が出され、領内の証拋山が召し上げられることになり、下座郡在住の三奈木黒

田家の家臣が所持している立山も召し上げられること、近日中にこれらの山を受け取るため山奉行がやって来るので、それまで竹木は切ってはならないこと、その理由は、今年暮に3歩(30%)の上米が実施されることになっていたが、上米のかわりに領内の竹木を売り払って借銀の利子を返済することになったため、今後は必要な竹木は藩から支給されるようになったことなどが達せられていることがわかる。

また翌17日には、「今日於御茶や二被仰渡、(中略)当暮三步上り米被召上箆候へとも、村山角左存寄ニテ御國中竹木御切御払、就夫証抛山被召上候、下座何茂之立山逐付山奉行まいり請取候迄は、木一本茂不切様二被仰渡」⁽⁴⁰⁾と、同様の趣旨が三奈木村の御茶屋で達せられている。

8月7日には、「村山角左山方見聞、昨日福岡出、夜須郡三波村一宿、今夕当所一宿二付、拙宅ニテ夕飯給可申由、昨夜半比三波村へ被申越、俄事何さへ用意無之、今朝永田二鮎調二遣候、今程珍敷大鮎五拾調參、今日七ツ時分何茂添被參、人数村山角左殿・大賀善兵衛・同惣右衛門并添田十助、是八無足、角左算用・絵図書旁々被召連、尤川越庄右・鳥居庄助、其外川村五左殿、是八能折柄此方へ使ヲ以呼請、以上七人」⁽⁴¹⁾と、山林の調査のため、前日6日に村山角左衛門と博多の商人大賀惣右衛門・同善右衛門が、無足の添田十助や算用・絵図書を召し連れて福岡を出立し、この日、三奈木村に宿泊していることが記されている。

このように、領内の竹木を売却して借銀の返済にあてることを決定した福岡藩は、それまで藩から家臣や農民に与えられていた証抛山を召し上げて、そこに生えている竹木を伐採して売却することとし、召し上げられた山は山奉行が受け取りにいくまで竹木の伐採が禁止され、それまで証抛山から竹木を調達していた者には藩から必要な竹木が支給されることになったのである。また、これを担当することになった勘定奉行村山角左衛門や博多商人の大賀善兵衛・同惣右衛門は、実務を担当する無足の家臣や算用・絵図書を召し連れ、実際に売却する領内の山林を調査して回っているのである。

4. 貞享4年の借財整理

累積した藩の借銀は、前節でみたように、竹木の売却代金によって返済されることになったが、これられの借銀は具体的にどのような形で処理されたのであろうか。

次の史料は、貞享4年(1687)に両替善五郎が那波九郎左衛門に宛てた枝手形である。

枝手形之事

合銀百拾七貫九百拾貳匁八分也

右者 松平右衛門佐様へ先年御取替被成候銀子也、御勝手御不女^(ママ)意二付、当卯年^ノ拾五年二御皆済可被成御断二而年符二相定申候、何時二而も御渡シ被成次第二割付相渡シ可申候、前方之御本帑我方へ請取置候得共、只今年符二相究申二付、枝手形相改申所、仍如件

貞享四年卯十一月廿五日 両替善五郎印

那波九郎左衛門殿⁽⁴²⁾

この枝手形は、両替善五郎が枝主となって福岡藩に貸し付けていた銀のうち、那波九郎左衛門が出資していた117貫目余が財政難による「御断」のため、貞享4年からの15か年賦となったこと、福岡藩から返済があり次第配分すること、借用証文の本紙は善五郎が受け取っているが、このたび年賦となったので枝手形を改めることを告げたものである。

こうした貞享4年の福岡藩の借銀整理にかかわる証文は、京都の日野屋甚太郎から那波九郎左衛門に宛てたものも残されている。

枝手形

一銀壺貫五百七拾三匁八分六厘也

右者 松平右衛門佐様へ先年御取替申上候銀子，去々卯年^ぶ元銀二而拾五ヶ年納二御断二付，卯辰兩年分御渡し相残ル元拾三貫九百三拾弍匁八分，巳年^ぶ拾三ヶ年二御皆済之御定二而御取替申内へ，右之銀高御加被成候所実正也，則村山角左衛門殿・鎌田八郎兵衛殿連判二，大賀惣右衛門殿・同善兵衛殿奥書有之御証文，拙者名付二ノ此方二取置申候，何時も御返弁之節分ケ相渡し可申候，為其枝手形仍如件

日野屋

元禄弍年三月二日

甚太郎印

那波九郎左衛門殿⁽⁴³⁾

添 状

一松平右衛門佐様へ銀四拾四貫五百七拾七匁，先年御取替被成候処，年苐二罷成，則村山角左衛門殿・鎌田八郎兵衛殿并大賀善兵衛・同惣右衛門連判之御借状壱通相渡申候，何茂御正利紛無御座候，仍添状如件

日野屋

元禄弍年巳三月二日

甚太郎印

那波屋九郎左衛門殿⁽⁴⁴⁾

まず枝手形は，日野屋甚太郎が枝主となって福岡藩に貸し付けていた借銀が「御断」となり，去々年（貞享4年）から元銀のみの15か年賦返済となったこと，このうち的那波九郎左衛門の出資分から貞享4年・元禄元年兩年の返済分を差し引いた13貫931匁余の貸付分に1貫573匁余を加えたこと，村山角左衛門と鎌田八郎兵衛が連署し，大賀惣右衛門と同善兵衛が奥書した日野屋宛での証文を受け取っていること，貸付分は福岡藩から返済されるたびに那波屋に渡すことを那波屋九郎左衛門に告げたものである。添状は，日野屋甚太郎が枝主となって福岡藩に貸し付けた銀のうち那波屋が出資した銀が44貫577匁であること，村山角左衛門と鎌田八郎兵衛が連署し，大賀惣右衛門

と同善兵衛が奥書をした借用証文を那波屋に渡したことを記している。

また、次の史料は、貞享5年(1688)5月に天王寺屋五兵衛・天王寺屋定休が鴻池道意に宛てた手形である。

手形

合銀^(割印)五百七拾五貫八百五拾七匁四分也^(印)

右者 松平右衛門佐様江銀高千五百四拾四貫七百拾八匁三分御取替仕内へ御加被成候、御勝手御不^(ママ)女意二付御断被仰、去卯暮^ム元銀二而来ル巳年迄二拾五ヶ一宛拾五年二御返弁可被成定ニテ御借状此方ニ御座候、毎年御返弁被成次第無相違相渡可申候、為其手形如件

貞享五年辰五月廿一日 天王寺屋五兵衛正重^(印)(花押)

天王寺屋定休(印)

鴻池道意老⁽⁴⁵⁾

この手形は、天王寺屋五兵衛と天王寺屋定休が枝主となって福岡藩に貸し付けていた1,544貫余が、財政難による福岡藩の「御断」=借財整理のため、貞享4年の暮から元銀のみ15か年賦の返済となり、その借状を天王寺屋が所持していること、天王寺屋をつうじて鴻池道意が福岡藩に貸し付けていた575貫余については、毎年福岡藩から返済がほしい渡すことを約束している⁽⁴⁶⁾。

以上の証文から、福岡藩が貞享4年暮に大規模な借財整理を行ったこと、その内容は、竹木の売却代金によって返済した残銀を元銀とし、貞享4年から無利息で15か年賦とするものであったことがわかる。また、この借財整理は、上米にかわって竹木の売却を提案した勘定奉行村山角左衛門と鎌田八郎兵衛が担当し、大賀惣右衛門と同善兵衛の2人の博多商人がこの借銀の返済を保証していたことがわかるのである。

こうした借財整理は、次の史料から上方だけでなく領内からの借銀につい

でも行われていたことがわかる。

貞享四丁卯歳

博多津中お指上ケ置申候御当用御滞分、左之通之銀高

一 元銀九拾五貫三百六拾三匁八

右銀高之内、追々御返弁有之、相帯残居候銀高三拾九貫三拾七匁式分壹厘八御座候処、貞享五辰ノ年お拾五年賦二相極り、其後年々御納所被仰付候由被仰渡御座候事⁽⁴⁷⁾

博多津中からの借銀95貫363匁のうち、返済残銀の39貫37匁余を貞享5年からの15年賦としているのである。

このように、累積した借銀の返済に行き詰まった福岡藩は、貞享4年に領内の竹木を伐採して売り払い、その売却代銀によってそれまでの上方の借銀を返済し、残った借銀を無利息15か年賦で返済するという大規模な借銀整理を行ったのである。

新高埴の廃止は、こうした大規模な借銀整理を含む財政政策の一貫として、藩財政の負担軽減を目的に実施されたのである。

おわりに

貞享4年(1687)、累積した借銀に対処するため、福岡藩は領内の竹木を売却し、その売却代銀をもって借銀を返済し、残った借銀を15か年賦とすることで、当面の財政危機を乗り切った。新高埴の廃止は、こうした財政政策の一貫として、藩財政の負担を軽減するため、それまで3ツ5歩以下の家臣に支給してきた足米の支給を停止することを目的に実施されたものであった。したがって、新高埴と同時に実施された藩による知行地支配は、あえて変更する必要はなく、また、こうした農村支配のあり方は大きな成果をあげ

ていたため、そのまま継続されたのである。

福岡藩では、寛文期以降、困窮した家臣を救済するため、たびたび上方から借銀を行い、家臣に拝借銀を貸し付けてきたが、こうした政策が最終的に行き詰まり、大きく転換せざるをえなくなったのである。

翌元禄元年（1688）11月3日、参勤のため江戸に到着した第3代藩主黒田光之は、1か月後の12月5日に隠居願を提出し、9日には隠居を許された。隠居の理由は、「光之今年六十一歳、年老給ひ且痔疾の患有て快からざる故に」⁽⁴⁸⁾と記されているが、当時の諸藩の藩主の隠居の事例からみて、61歳という年齢は必ずしも隠居しなければならない年齢ではなく⁽⁴⁹⁾、体力面からみても、光之は宝永4年（1707）に80歳で亡くなる前年に病気のため参勤ができなくなるまで、藩主綱政と隔年に参勤交代を続けており、決して隠居しなければならないような状態ではなかった。また痔疾も、光之はかなり以前から痔を煩っており、延宝4年（1676）には痔疾のため参勤を延期しなければならなくなるなど⁽⁵⁰⁾、この時期急に痔疾が悪化したというものではなかった。したがって、この光之の隠居は、年齢や病気が直接の原因であったとは考えにくく、借銀の累積によって藩財政の運営に行き詰まり、それまでの家臣救済策 = 「仁政」⁽⁵¹⁾が破綻し、「御断」 = 借銀整理を行わざるを得なかったことを受けてのものでなかったかと推測されるのである。光之の隠居は、こうした福岡藩の財政政策の大きな転換を象徴するものであったということができるのである。

貞享4年の借財整理によって、当面の財政危機を脱することができた福岡藩であったが、これ以後、15年間にわたって毎年契約どおり借銀を返済し続けなくてはならなくなり、福岡藩はますます厳しい財政運営を迫られることになった。元禄2年（1689）以降、福岡藩はそれまでとは一転して毎年のように上米を実施することになるが、これは、貞享4年に結んだ借銀の返済契約を履行するため、家臣に負担を求めざるをえなくなったことを示しているのである。

注

- (1) 松下志朗「石高制と知行制」『福岡県史 通史編 福岡藩(1)』1998年, p.317。
- (2) 福田千鶴「近世地方知行制の存続意義について - 福岡藩を事例に - 」『近世社会と知行制』思文閣出版, 1999年, p.295。
- (3) 『福岡県地域史研究』21号, 22号, 2004年, 2005年。
- (4) 福岡県立図書館所蔵黒田家文書391。
- (5) 『新訂黒田家譜』第2巻, p.495。
- (6) 『新訂黒田家譜』第2巻, p.495。
- (7) 『新訂黒田家譜』第2巻, p.360。
- (8) 『新訂黒田家譜』第2巻, p.494。
- (9) 『新訂黒田家譜』第2巻, p.495。
- (10) 「知所」『福岡県地域史研究』21号, 2004年, p140。
- (11) 『新訂黒田家譜』第2巻, p.494。引用に際し, 下線部の句読点を変更した。
- (12) 直方分は, 福岡藩の支藩であった直方藩の旧領のこと。直方藩は, 元和9年(1623)に東蓮寺藩4万石として成立。延宝3年(1675)に藩主の居所が東蓮寺藩から直方に移り, 直方藩と改称。延宝5年に藩主綱政が福岡藩主光之の嗣子となったため廃藩となり, その領地は福岡藩領となったが, その後も直方藩時代と同様の支配が行われていた。秋月藩は元和9年に成立した5万石の福岡藩の支藩。
- (13) 『新訂黒田家譜』第2巻, p.495。
- (14) 「正房日記」『甘木市史資料 近世編』第7集, p.265。
- (15) 「正房日記」『甘木市史資料 近世編』第7集, p.265。
- (16) 『新訂黒田家譜』第2巻, p.495。
- (17) 寛文・延宝期の福岡藩財政の動向については, 原三枝子「寛文十三年福岡藩士の困窮と救済」『地方史ふくおか』89号, 1995年, 同「光之期福岡藩の上方借銀と家臣への貸付け」『福岡地方史研究』34号, 1996年, 同「延宝三年福岡藩財政に関する一考察」『福岡地方史研究』35号, 1997年, 宮崎克則「寛文・延宝期における藩社会 - 筑前国福岡藩の社会状況 - 」『日本近世の地域社会論』文献出版, 1998年参照。
- (18) 『新訂黒田家譜』第2巻, p.313。
- (19) 『新訂黒田家譜』第2巻, p.321。
- (20) 『新訂黒田家譜』第2巻, p.325。
- (21) 『新訂黒田家譜』第2巻, p.340。
- (22) 『新訂黒田家譜』第2巻, p.341。

- (23) 「口上覚」九州大学附属図書館記録資料館所蔵檜垣文庫233 - 38。
- (24) 『福岡藩 寛文・延宝期御用帳』 p.66。
- (25) 『新訂黒田家譜』第2巻, p.388。
- (26) 『新訂黒田家譜』第2巻, p.418。
- (27) 『新訂黒田家譜』第2巻, p.433。
- (28) 『新訂黒田家譜』第2巻, p.437。
- (29) 『新訂黒田家譜』第2巻, p.455。
- (30) 『新訂黒田家譜』第2巻, p.456。
- (31) 「正房日記」『甘木市史資料 近世編』第7集, p.159。
- (32) 「黒田重時へ送る書」『益軒全集』巻之3, p.723。
- (33) 「延宝三卯年分大坂上り米大豆目録」九州大学附属図書館記録資料館所蔵三奈木黒田家文書2746-2。
- (34) 『新訂黒田家譜』第2巻, p.457。
- (35) 「御積帳注解」福岡県立図書館所蔵黒田家文書391。
- (36) 「正房日記」貞享3年2月7日条『甘木市史資料 近世編』第7集, p.265。
- (37) 『新訂黒田家譜』第2巻, p.495。
- (38) 『新訂黒田家譜』第2巻, p.494。
- (39) 「正房日記」貞享4年7月16日条『甘木市史資料 近世編』第7集, p.338。
- (40) 「正房日記」貞享4年7月17日条『甘木市史資料 近世編』第7集, p.339。
- (41) 「正房日記」貞享4年8月7日条『甘木市史資料 近世編』第7集, p.342。
- (42) 那波家文書578 (京都市歴史資料館複写資料)。
- (43) 那波家文書95 (京都市歴史資料館複写資料)。
- (44) 那波家文書91 (京都市歴史資料館複写資料)。
- (45) 今井修平「天王寺屋五兵衛の大名貸と鴻池道意 - 延宝～享保期の枝手形の検討 - 」『ヒストリア』79号, 1978年, p.52。
- (46) 天王寺屋は、同様の手形を59貫63匁2分を出資していた鴻池弥三兵衛にも出している (今井修平「天王寺屋五兵衛の大名貸と鴻池道意 - 延宝～享保期の枝手形の検討 - 」『ヒストリア』79号, 1978年, p.52)。
- (47) 『博多津要録』第1巻, p.170。
- (48) 『新訂黒田家譜』第2巻, p.507。
- (49) 九州の藩に限っても、薩摩藩の第2代藩主島津光久は貞享4年72歳で隠居、熊本藩の第3代藩主細川綱利は正徳2年70歳で隠居している。

(50) 『新訂黒田家譜』第2巻, p.400。

(51) 光之の政治姿勢(「仁政」)については, 拙稿「貝原益軒諫言録と近世前期の福岡藩政家臣の困窮と藩財政の窮乏を中心に」『市史研究ふくおか』5号, 2010年参照。